

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年6月8日 05時20分ごろ
発生場所	長崎県対馬市志多賀漁港港口付近 志多賀港沖防波堤灯台から真方位230° 17.1m付近 (概位 北緯34° 28.5′ 東経129° 23.9′)
事故の概要	漁船誠栄丸は、西南西進中、海岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年8月4日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 誠栄丸、18トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-15708（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船尾部船底外板に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：05時09分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、自動操舵により約10ノットの対地速力で志多賀漁港に向けて西南西進していた。 船長は、操舵室内の台に腰を掛けたり、立ち上がったたりしながら見張りに当たり、志多賀漁港まで約1.5海里であることをレーダーと目視で確認した後、台に腰を掛けて間もなく居眠りに陥った。 本船は、志多賀漁港口付近の海岸に乗り揚げた。 本船は、僚船によって引き出された後、志多賀漁港に入港した。 本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.5mであった。 船長は、夜間の操業を終えた後で眠気があったことと、港が近くなって安心したこともあり、台に腰を掛けて間もなく居眠りに陥ったと本事故後に思った。
分析	本船は、船長が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過し、志多賀漁港口付近の海岸に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、日出後であったものの、自動操舵で航行していたこと、夜間の操業を終えた後で眠気があったこと、台に腰を掛けた楽な姿勢であったこと、及び港が近くなって安心したことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。
原因	本事故は、船長が居眠りに陥ったため、本船が、変針予定場所を通過し、志多賀漁港口付近の海岸に乗り揚げたものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・眠気を感じた場合、椅子や台から立ち上がり、外気に当たるなどの居眠り防止措置を講じること。
-----------	---